

国民健康保険のお知らせ

【問合せ】▶保険料の算定、加入・脱退の届け出…医療保険年金課 国保資格係 ☎(5273)4146、▶医療費等の保険給付…国保給付係 ☎(5273)4149、▶保険料の納付相談…納付相談係 ☎(5273)3873・☎(5273)4530(いずれも本庁舎4階・☎(3209)1436)へ。

30年度の国民健康保険料

◎保険料を改定しました

医療費や後期高齢者医療制度への負担金、介護納付金等を基に保険料を毎年見直し、均等割額・所得割額を改定しています。30年度の保険料は、右図のとおりです。
※新宿区ホームページに、前年中の総所得金額等や年齢を入力すると、保険料を計算できる「試算シート」を掲載しています。

【問合せ】医療保険年金課国保資格係へ。

◎納入通知書の送付

30年度保険料の納入通知書は、6月に発送します。1年間の保険料は、6月～31年3月の10回に分けて納めてください。納付書は、6月～9月納期分を6月に、10月～31年3月納期分を10月に発送します。なお、6月は一括払い用の納付書も同封します。

●30年度の住民税の申告を

保険料の算定基礎額は、住民税の課税内容に基づいて計算しています。30年1月1日に住民登録のあった区市町村で、住民税の申告をしてください(確定申告をした方は、住民税の申告は不要)。
※30年1月2日以降に新宿区に転入した方へ6月に発送する納入通知書では、均等割額のみをお知らせします。その後、前住所地の住民税の課税内容から算定基礎額を計算し、所得割額を確定した上で、保険料の変更通知をお送りします。

◎国民健康保険料は必ず納めましょう

国民健康保険に加入している皆さんは、医療費の一部を負担して医療を受けるとともに、保険料を納める義務があります。保険料は必ず納めましょう。

●保険料を納めない

- 未納期間に応じて、次の措置を取ります。特別な事情があるときは、お早めにご相談ください。
- ▶督促や催告をしても納付がない場合は、通常の保険証の代わりに、有効期限の短い保険証(短期証)や資格証明書を交付します。資格証明書は、国民健康保険の被保険者であることを証明するもので、医療費は通常の自己負担分(3割)ではなく、全額を支払うことになります。後日、療養費として申請いただくと、保険者負担分をお支払いしますが、滞納状況により保険料に充当します。
- ▶高額療養費等保険給付金の全部または一部を、未納の保険料に充てる場合があります。また、保険料を滞納している方は「限度額適用認定証」の申請はできません。
- ▶保険料滞納の状態が続くと、法律に基づいて預貯金・給与・生命保険など財産の差し押さえを行う場合があります。

【問合せ】医療保険年金課納付相談係へ。

8月診療分から70～74歳の方の高額療養費の自己負担限度額が変わります

高額療養費制度は、医療機関の窓口で支払う医療費の1か月ごとの自己負担額が限度額を超えた場合に、超えた額を払い戻す制度です。30年8月診療分から、70～74歳の方の高額療養費の自己負担限度額等が下記のとおり変わります。

【問合せ】医療保険年金課国保給付係へ。

【変更前】7月診療分までの1か月の自己負担の限度額

負担割合	所得区分	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
3割	一定以上所得	57,600円	80,100円 +(医療費-267,000円)×1% 【多数回 44,400円★2】
	一般	14,000円 ★1	57,600円【多数回 44,400円★2】
2割(1割)	住民税非課税	II	24,600円
		I	15,000円

【変更後】8月診療分からの1か月の自己負担の限度額

負担割合	所得区分	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
3割	現役並み所得Ⅲ(課税標準額690万円以上)	252,600円+(医療費-842,000円)×1% 【多数回 140,100円★2】	
	現役並み所得Ⅱ(課税標準額380万円以上)	167,400円+(医療費-558,000円)×1% 【多数回 93,000円★2】	
	現役並み所得Ⅰ(課税標準額145万円以上)	80,100円+(医療費-267,000円)×1% 【多数回 44,400円★2】	
2割(1割)	一般	18,000円 ★1	57,600円【多数回 44,400円★2】
	住民税非課税	II	24,600円
		I	15,000円

- ★1…外来療養における自己負担額の年間(前年8月1日～7月31日)合計の上限額は144,000円です。
- ★2…過去12か月間に4回以上高額療養費の支給があった場合の4回目以降の限度額です(8月診療分以降の区分が現役並みⅢ・Ⅱ・Ⅰの方は、「外来(個人ごと)の限度額」が廃止されるため、「外来」と「外来+入院」の区別はありません)。

【申請方法】高額療養費の払い戻しがある世帯には、受診月の2～3か月後、世帯主宛てに通知をお送りします。通知が届いたら、医療保険年金課国保給付係・各特別出張所の窓口へ申請してください。

こんな電話は詐欺! ★ 息子や孫を装い「トラブル解決にお金が必要」などと電話をかけてきた犯人に 自宅や指定の場所でお金をだまし取られる被害が多発 ★ 不審な電話は迷わず110番!

基礎賦課額(医療分)	後期高齢者支援金等賦課額(支援金分)	介護納付金賦課額(介護分)	年間保険料
【均等割額】 39,000円 ×世帯の加入者数 + 【所得割額】 世帯加入者全員の 30年度の算定基礎額(※) ×100分の7.32 賦課限度額 58万円 ※算定基礎額…平成29年の総所得金額等から基礎控除額(33万円)を差し引いた金額	【均等割額】 12,000円 ×世帯の加入者数 + 【所得割額】 世帯加入者全員の 30年度の算定基礎額(※) ×100分の2.22 賦課限度額 19万円	【均等割額】 15,600円×世帯の加入者のうち 40歳以上65歳未満の方の人数 + 【所得割額】 世帯の加入者のうち40歳以上 65歳未満の方の30年度の 算定基礎額(※)×100分の1.65 賦課限度額 16万円	

加入・脱退の届け出は14日以内に

- やむを得ず遅れた場合でも必ず届け出を
医療保険制度では、誰もが必ず公的な健康保険に加入しなければなりません。退職等で勤務先の健康保険をやめたときや国民健康保険に加入していた方が勤務先の健康保険に変わったときは、届け出が必要です(自動的に切り替わりません)。
国民健康保険の資格は、「加入しなければならぬ日」から発生します。加入の手続きが遅れた場合でも、保険料はさかのぼって納めていただきます。会社等法人の事業所に勤務する方は、勤務先の健康保険に加入します。勤務先にご相談ください。

届け出は医療保険年金課・特別出張所へ

- ▶勤務先の健康保険等をやめて国民健康保険に加入するときは
資格喪失証明書をお持ちください(扶養家族がないときは退職証明書でも代用可)。
 - ▶新たに勤務先の健康保険に加入し国民健康保険を脱退するときは
国民健康保険証と、勤務先の新しい保険証をお持ちください。郵送でも手続きできます。詳しくは、お問い合わせください。新宿区ホームページでもご案内しています。
 - ※届け出には、マイナンバー(個人番号)の確認ができる書類(通知カード等)と本人確認ができる書類(運転免許証等)が必要です。届け出の際にお持ちください。
 - ※代理人が届け出をする場合は、上記に加え、委任状と代理人の本人確認ができる書類もお持ちください。
- 【問合せ】医療保険年金課国保資格係へ。

入院中の食事代が変わりました

住民税課税世帯の方の入院時食事療養費の標準負担額が、4月療養分から460円(3月療養分までは360円)になりました。4月から変更後の標準負担額を医療機関の窓口でお支払いください。

【問合せ】医療保険年金課国保給付係へ。

区分	標準負担額(1食あたり)	
	3月まで	4月から
住民税課税世帯	360円	460円
70歳未満の住民税非課税世帯 または 70歳以上の住民税非課税世帯Ⅱ	90日までの入院	210円
	90日を超える入院	160円
70歳以上の住民税非課税世帯Ⅰ		100円

区の国民健康保険加入者向け 保養施設をご利用ください

▶保養施設…全国の「かんぱの宿」を利用できます。詳しくは、医療保険年金課・特別出張所で配布の「保養施設のご案内」をご覧ください。

▶夏季保養施設…区が契約する旅行会社の店舗で取り扱う宿泊施設を利用する場合、宿泊料の一部を補助します。詳しくは、「広報しんじゅく」などでお知らせします。

国保温泉センター割引利用券の配布

都内の次の施設の割引利用券を、医療保険年金課・特別出張所で配布しています。

施設名・所在地	利用料金	
	大人	小学生
①檜原温泉センター 数馬の湯(檜原村2430)	520円	210円
②奥多摩温泉 もえぎの湯(奥多摩町氷川119-1)	480円	210円
③秋川渓谷 瀬音の湯(あきる野市乙津565)	700円	250円
④生涯青春の湯 つるつる温泉(日の出町大久野4718)	620円	210円

【問合せ】医療保険年金課庶務係(本庁舎4階) ☎(5273)4078へ。